

予備的調査要請書

一・件名

独立行政法人の組織等に関する予備的調査要請

二・予備的調査の目的

独立行政法人の組織等については、昨年、一昨年も予備的調査を実施し、その実態の一部を明らかにした。政府は独立行政法人についてさらなる改革に努めているところであるが、多くの国家公務員退職者が再就職を行っている等の問題から、独立行政法人に対する国民の信頼を十分に得られたとは言えない状況にある。

よって政府の取り組みの効果を検証し、かつ、税金の一層の効率的な活用を図るために、本年においても継続的に独立行政法人の組織等に関する予備的調査を実施する必要がある。

三・予備的調査の具体的内容

- (一) 独立行政法人（平成十九年十月一日時点で存在する百二法人及び廃止・統合済の旧法人）につき、移行前の組織及び統合前の組織（以下「旧組織」という。）名並びに職員数（指定職及び役員を除く、常勤・非常勤別、出向者受入の人数を明記。なお出向者受入（いわゆる往復・片道の出向者を問わない）については所管官庁からの出向者とそれ以外の出向者を分けて記載すること。）と平成十三年、平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成十七年、平成十八年及び平成十九年（各四月一日現在）の組織名及び職員数を明らかにすること。あわせて、旧組織から新組織に移った職員数（役員を除く、常勤・非常勤別）、新たに旧組織以外より採用した職員数についても明らかにすること。
- (二) 各独立行政法人につき、旧組織における指定職又は役員の数と、発足時の役員数（常勤、非常勤別、うち旧組織において指定職又は役員に就いていた者の人数を明記）、平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成十七年、平成十八年及び平成十九年（各四月一日現在）の役員数を明らかにすること。
- (三) 各独立行政法人につき、移行前の組織における最終一年度間の指定職又は役員の給与総額と平成十三年度、平成十

四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度（決算ベース、非常勤を含む）の役員の給与総額を明らかにすること。あわせて、各独立行政法人につき、移行前の組織における指定職又は役員個人別の給与年額と平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九年度（四月から九月まで）の各法人の役員個人別の給与年額を明らかにすること。

(四) 各独立行政法人の平成十九年四月一日現在の役員（非常勤を含む）について、氏名、役職名（常勤・非常勤の別を明らかに）、就任年月日、就任時年齢、経歴（国家公務員経験者は、入省年次、退職年月日、退職前五年間の役職名、退職から現在に至るまでの職歴（他の独立行政法人、特殊法人もしくは認可法人、公益法人の役員勤務がある場合はあわせて報酬額、退職金額）、その他の者については、前職（企業、団体名、役職名）と退職年月日。ただし、独立行政法人、特殊法人もしくは認可法人、公益法人の役員勤務がある場合はあわせて報酬額、退職金額）、兼職をしている者についてはその全ての勤務先と役職名（常勤・非常勤の別、有給・無給の別）を明らかにすること。

(五) 各独立行政法人につき、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度および平成十八年度（決算ベース）の退職金支給総額（うち役員への退職金支給総額を明記）、職員に対する退職金平均支給額、及び平均勤続年数（常勤・非常勤の別）を明らかにすること。なお、役員については、退職した年度ごとに、個別に支給額を記載（旧組織からの退職金と合算されているものについてはそれぞれの額と計算式を、業績助案率が未決定の場合も計算式は明記のこと。）すること。

(六) 各府省における平成十九年四月一日現在の独立行政法人評価委員（臨時委員等を含む）の総数（国家公務員経験者がいる場合はその数を明記）並びに当該委員の氏名、現在及びこれまでに各府省庁の所管する審議会、委員会、検討会等の委員に就いたことのある者は所属審議会等名、座長等役職があれば役職名を明らかにすること。また、各府省及び独立行政法人あるいは特殊法人、認可法人もしくは公益法人から評価委員及び委員が所属する組織に対する金銭の支払い（研究費、委託費、謝金、給与等名目の如何を問わない。ただし、独立行政法人評価委員会委員としての報酬及び旅費等の実費は除く。）の内容及び金額を明らかにすること。

(七) 各独立行政法人につき、移行前の組織の最終一年間における 予算額、 事業経費、 経常経費と平成十三年、平成十四年度、平成十五年、平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九年度における 予算額(うち独自財源からの収入額・運営費交付金・補助金等・施設費を別に)、 事業経費、 経常経費を明らかにすること。なお、すべての項目について予算ベース、決算ベース(平成十九年度を除く)の双方で記載のこと。

(八) 各独立行政法人につき、移行前の組織の最終一年間における 資産合計 A 現金及び預金 B 有価証券
C 土地・建物、 負債合計 A 短期借入金 B 長期借入金(借り入れ先と額、政府保証の有無を明記のこと)、
資本合計 A 政府出資金 B 積立金(種別を明記)と平成十三年、平成十四年度、平成十五年、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度における 資産合計 A 現金及び預金 B 有価証券
C 土地・建物、 負債合計 A 短期借入金 B 長期借入金(借り入れ先と額、政府保証の有無を明記のこと)、 資本合計
A 政府出資金 B 積立金(種別を明記)を明らかにすること。

(九) 各独立行政法人につき、発足時に国から現物出資又は無償譲渡された資産(有形(土地、建物、構築物、器具など)・無形(ソフトウェア、電話加入権など)別に)と金額、及びそれぞれの各年度末の残存額を明らかにすること。また、土地、建物等の無償使用の提供を受けている場合は、その有無を明らかにすること。

(十) 各独立行政法人につき、平成十三年、平成十四年度、平成十五年、平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度の法定監査(義務のない法人はその旨を明記)と任意監査の有無とその監査法人名及び監査意見を明らかにすること。

(十一) 各独立行政法人につき、平成十三年、平成十四年度、平成十五年、平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度の収入、支出、未収金及び未払い金それぞれについて主要上位十位(随意契約の場合はその旨及び金額を明記すること。また、特定の相手方を指定して行う特命随意契約の場合は、その金額を別に明記すること)までの取引先の名称とその取引の概要及び額を明らかにすること。

(十二) 各独立行政法人につき、平成十三年、平成十四年度、平成十五年、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度の独立行政法人会計基準における特定関連会社、関連会社及び関連公益法人(以下、関係法人)とそれぞれに対する出資額、各関係法人の総売上額、当該独立行政法人に係る売上額、取引の概要、総売上額に占める当該独立行

政法人に係る売上額の割合、関係法人の役員一覧（当該独立行政法人からの再就職者がある場合は同法人における最終役職名（移行前の組織での最終役職名を含む）を明らかにすること。なお、出資額については、平成十八年度末における出資総額も記載すること。

（十三）各独立行政法人につき、平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九年度の出向職員数（各独立行政法人から他法人への出向を指す。いわゆる往復・片道の出向者を問わない）及び経過年数を明らかにすること（出向先（国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、特殊法人もしくは認可法人、公益法人、その他民間の区別を明らかに）、また、出向者の給与について各法人が補填している場合は、出向先の区分ごとにその補填総額とその対象人数を明記すること）。

（十四）各独立行政法人につき、中期計画に定められた数値目標一覧及び平成十三年度、平成十四年度、平成十五年度、平成十六年度、平成十七年度及び平成十八年度の達成状況と、それらに対する各府省独立行政法人評価委員会による総合評価のうち「評価結果」を明らかにすること。

（十五）各独立行政法人につき、中期計画期間における特筆すべき研究あるいは業務の成果を記載すること。

（十六）各独立行政法人の平成十八年度における支出（給与、公租公課等及び、二百五十万円未満の工事・製造、百六十万円未満の財産の買入れ、予定年額賃借料又は総額が八十万円未満の物件の借り入れ、百万円未満の役務提供を除く。）について以下の点を明らかにすること。契約年月（契約に基づく場合）、支出年月、支出目的、相手先（当該独立行政法人及び移行前の組織からの再就職者、所管省庁からの再就職者、当該独立行政法人を所管する独立行政法人評価委員会委員が所属する法人、当該独立行政法人の出資する法人、当該独立行政法人以外の独立行政法人、特殊法人及び公益法人が相手方の場合はその旨を明記すること）、契約に基づく場合の契約形態（随意契約、指名競争入札、一般競争入札の別）、金額、落札率（入札の場合）。その際、各独立行政法人における支出の総件数、契約に基づく場合の件数、随意契約の件数、特定の相手方を指定して行う特命随意契約の件数、当該独立行政法人及び移行前の組織の職員が再就職する法人に対する支出の件数（うち、契約に基づく場合の件数、随意契約の件数及び特定の相手方を指定して行う特命随意契約の件数。以下同じ。）、所管省庁の職員が再就職する法人に対する支出の件数、当該独立行政法人を所管する独立行政法人評価委員会委員の所属する法人に対する支出の件数、当該独立行政法人の出資する法

人に対する支出の件数、当該独立行政法人以外の独立行政法人に対する支出の件数、特殊法人に対する支出の件数及び公益法人に対する支出の件数を明らかにすること。

(十七) 平成十九年四月一日現在、国の行政組織から各独立行政法人に再就職している者（再々就職を含む。いわゆる往復の意向者は含まない、再就職までの期間等を問わない）の最終役職名、氏名、出身組織、再就職年月及び独立行政法人における役職を明らかにすること。

(十八) 平成十九年四月一日現在までの十年間において、独立行政法人及び移行前の組織（国家公務員である場合を除く）から他の法人（組織の形態を問わない）に再就職している者（再々就職を含まない。いわゆる往復の意向者は含まない、再就職までの期間等を問わない）の最終役職名、氏名、出身組織、再就職年月及び再就職先における役職を明らかにすること。

(十九) 各独立行政法人が平成十八年度末において出資する法人について、その法人名、出資総額及び出資比率を明らかにすること。

(二十) 各独立行政法人の保有する有価証券について平成十八年度中の増減状況並びに平成十八年度中に売却した固定資産（帳簿価額五十万円未満のものを除く。）の名称、所在地、面積、帳簿価額、売却価額及び売却契約日を明らかにすること。

四・その他

本要請書は、総務委員会に送付されたい。